

職場における感染防止対策等に係る取組の要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月7日から5月31日まで

特措法第24条第9項に基づき、事業者に対し、**職場における感染防止対策等の取組を要請**します。

- 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼します。
- 職場における感染防止のための取組や、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう、協力を依頼します。

(感染防止のための取組例)

手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等